

個人会員に関する覚書

一般社団法人日本粉体工業技術協会

(入 会)

1. 個人会員の入会は、学会官界等の上級職及びそれに準ずる学識経験者で当協会の業務運営に協力して頂けるものとして、会長が理事会に推薦した場合に限る。
2. 個人会員入会候補者（以下候補者という）を推薦するため推薦委員をおく。
推薦委員は、協会役員及び分科会代表幹事とする。
推薦委員は、毎年1月10日までに推薦書を本部に送付するものとする。推薦書の様式は別に定める。
3. 候補者の推薦があった場合、会長はその選考を本協会推薦審査委員会に委嘱する。
4. 推薦審査委員会委員長は、委員のほか必要に応じ他の会員を加え、候補者を選考する。
推薦審査委員会委員長は、前項による候補者の選考結果を、選考経過及び理由書を添えて1月末迄に会長に報告する。
5. 会長は、前項の選考結果に候補者の略歴書を付して理事会に推薦し、理事会に於いて入会承認の審議を行う。
6. 個人会員の入会承認は、その者の入会により個人会員総数が、正会員総数の25%を超えないことを条件とする。

(退 会)

7. 個人会員が引退その他の理由により第1項に該当しなくなった場合は、個人会員の資格を失う。
8. 個人会員の年齢の上限は、満75才とし、当該年度内にその上限に達した者は、その期末に於いて退会する。

(会費、謝礼、旅費その他)

9. 個人会員は、毎年10月末迄に当該年度分の会費を納入する。
10. 委員、コーディネータ等として役職にある者及び役職経験者の個人会員には、入会金及び会費に相当する金額を通信費として支払う。なお、入会金及び会費は通信費と相殺することができる。また、業務に応じ、年度末に若干の謝金を支払う。
11. 個人会員には次の場合、国内出張旅費規程(2)により旅費を支払う。
 - (1) 委員会出席、その他協会業務のため出張した場合。（ただし分科会行事への出席、参加の場合は「分科会運営に関する覚書」による。）
 - (2) 総会、定例会合出席の場合。（ただし、遅刻、早退をしたとき、特に懇親会のみ出席のときは事情により旅費を支払わないことがある。）
 - (3) 技術情報交流懇話会に出席した場合は、出張手当のみを支払う。
なお、参加費は本部から支払う。

(付 則)

この覚書の改定は、理事会の承認を得た日から発効する。

(付 記)

平成	元年	11月30日	制定
平成	4年	11月19日	改訂
平成	8年	9月19日	改定（理事会承認）
平成	9年	9月18日	一部改定（理事会承認）
平成	11年	3月18日	一部修正（理事会承認）
平成	12年	3月23日	一部修正（理事会承認）
平成	12年	9月21日	一部改定（理事会承認）
平成	15年	3月19日	一部改定（理事会承認）
平成	16年	11月25日	一部改定（理事会承認）
平成	23年	3月18日	確認（理事会承認）
平成	27年	5月14日	一部改定（理事会承認）